

## 令和4年度 徳島県障がい者施策推進協議会 議事録

### 1 日 時

令和5年3月10日（金）  
10時30分から12時10分まで

### 2 場 所

会場・オンライン併用会議（会場：徳島県庁10階 大会議室）

### 3 出席者

#### 【委員】（17名）

櫻木章司、加藤真介、森泉摩州子、森恭子、高原光恵、益田暁子、  
板谷充顕、富樫一美、原照代、相原佳子、佐々木才子、先田功（代理出席）、  
西村三希子（代理出席）、平光江、島優子、佐藤正、喜馬久典

#### 【事務局】

障がい福祉課、健康づくり課、労働雇用戦略課、住宅課建築指導室、  
ダイバーシティ推進課、教育委員会特別支援教育課、

### 4 会議次第

#### i 開会

#### ii 議事

- (1) 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について
- (2) 障がい者施策関連事業について
- (3) その他

#### iii 閉会

【議事 1 徳島県障がい者施策基本計画（進捗）について】

（事務局説明）

（事務局） ただ今の事務局からの説明につきまして、委員の皆様からのご意見を伺いたいと思います。

（委員） 3ページの5の「防災・防犯等の推進」のところで少しお伺いしたいと思います。福祉避難所の指定数を目標に掲げられて、かなり達成されていることをお伺いしたが、内閣府が令和3年に個別避難計画の作成の努力義務化をしまして、福祉避難所を指定するだけでなく、そこに対する個別避難計画をそれぞれの市町村が作成しなければならない。以前は、災害時には一般の避難所に避難して、そこから福祉避難所に避難するというルートだったんですけども、今は直接、福祉避難所に避難するというルートになっているんですけども、それに関する個別避難計画の策定が進んでいないのではないかと思います。数値目標は大切だと思うが、そこが実質的にどうなのかということが一点、それともう一つは、先日、小松島市の福祉避難所について少し調べたんですけど、小松島市の福祉避難所が9つ指定されているんですけど、そのうち半数以上が津波でつかるところなんです。ですから福祉避難所については、ある程度の数ではなくて、クオリティコントロールなどの評価も必要な時期がきていると思う。ですから、数値目標が達成されれば、次はその実質的な運用、内部の評価に移っていく必要があるのではないかと思います。

（事務局） 障がい福祉課です。ただいま福祉避難所に係りますいろいろな御意見をいただきました。福祉避難所については、所管課が保健福祉政策課というところが担当しておりますが本日は参加しておりません。委員から賜りました市町村個別避難計画についての話、例えば、数値目標というものも大事ですけども、実質的な中身の話が必要、それから、津波に対して半数以上がつかってしまうような小松島市の状況、そういうことを踏まえまして、数だけでなくクオリティコントロールなども必要でないかという御意見につきまして、障がい福祉課につきまして、障がいのある方に対する個別避難計画の推進でありますとか、具体的に災害時における安全の確保ということもありますので、保健福祉政策課に御報告させていただくとともに、障がい福祉課としても共に考えて参りたいと思います。きちんとした御説明ではございませんが、よろしくお願いいたします。

（会長） このような回答がございましたが、よろしいでしょうか。ありがとうございます。

(委員) 4ページの6の「保健・医療の推進」のところで2つほどお聞きしたいと思います。障害福祉計画、あるいは令和6年度からの次期の計画においても精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築というのが基本指針に取り上げられており、それに関する指標というか、この中に示されているのは基盤整備量が出ていますが、そういった地域包括ケアシステム構築に関する指標とその進行状況を教えていただきたいと思います。それが一点です。

それから、二点目として、地域の障がい者の相談支援体制の整備ということが言われておりますが、その中で市町村に対して、基幹相談支援センター、これの設置であるとか、あるいは地域生活支援拠点の設置というものが努力義務化されております。それについての進行状況を教えていただきたいです。その二点です。よろしくお願いいたします。

(事務局) 健康づくり課です。まず一つ目の精神障がい者にも対応した地域包括ケアシステムの指標についてでございます。まず、進行状況ですが、4ページの一番上の6の「保健・医療の推進」番号1「精神保健・医療に係る地域移行に伴う基盤整備量」のところの令和3年度の実績のところ斜線が引かれている理由について御説明させていただきます。実は国の6月30日時点での医療機関の状況についての調査でございますが、こちらの集計で数字を拾うことができなくなったことにより、斜線を引かせていただいております。この数値については拾えない状況ではございますが、地域移行については、引き続き推進させていただいておりますので、数値では示されておきませんが、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向け、さまざまな対応をとらせていただいております。こちらにつきましては、委員にも御出席いただきまして、県の検討会議、市町村での検討会議、各保健所での検討会議で重層的な検討体制をとらせていただいております。人材育成分野でございますとか、普及啓発分野について、現状の課題や今後進めていく方策等について検討をさせていただいております。次期、障害福祉計画でございますとか、保健医療計画の検討を令和5年度にはさせていただく状況でございますので、委員にも検討会に御参加いただきまして、数値等の検討をさせていただきたいと思っておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

(事務局) 障がい福祉課です。地域生活支援拠点と基幹相談支援センターの県内の状況について御質問いただいております。県内におきましては、地域生活支援拠点につきましては、現時点で約半数の市町村で整備がされております。また、基幹相談支援センターについては、2カ所整備が進んでおります。先日、国で障害者総合支援法の見直しが行われましたが、その中でも地域生活支援拠点と基幹相談支援センター設置というのは努力義務となっております。これについては、市町村等を招集した会議を開催する予定ですが、県からも広域的な支援を行えるよう進めて参りたいと思っております。よろしくお願いいたします。

ます。

(委員) やはり地域生活支援拠点や基幹相談支援センターの整備は遅れていると思うので、次期の計画に向けても指標の一つに入れていただいで促進をしていただくようお願いしたいと思います。

(会長) 御意見、御要望ありがとうございます。それでは、ただいまの委員の御意見を踏まえまして、今後の障がい者施策へ積極的な取組として反映させていただけたらと思います。事務局をお願いいたします。

では、議事1を終えたいと思います。次に議事2に移りたいと思います。障がい者施策関連事業について事務局より説明をお願いいたします。

## 【議事2 障がい者施策関連事業について】

(事務局説明)

(委員) 障がいのある人もない人も暮らしやすい徳島づくり条例の就労に関してですが、例えば、聾者が来て、周りが聞こえる人ばかりという企業や就労施設があると思います。やはり、周りが聞こえる人ばかりだと、いじめにあったり、それが報告できなかつたり相談できなかつたりして、苦しいといった方がよく私どもに相談に来られます。そうすると企業側は企業内のことだからということで、あまり相談に乗ってくれません。小・中・高・大学校の学生の時代から障がい者が社会にいるということを広めていく必要があると思います。聴覚障がい者は徳島では働いている人が非常に少ない現状があります。聴覚障がい者のほとんどが県外に出られている現状です。聴覚障がいがあっても働ける場がある、県内でスムーズに働ける。そんな場所や企業を増やしてほしいと思っています。

(事務局) 労働雇用戦略課です。ご意見ありがとうございます。

ただいま県の事業と致しましては、企業相談コーディネーターを配置致しまして、各企業の悩みであったり、相談であったりそういうこともお聞きしながら、障がい者の方の雇用環境が改善するよう進めているところでございます。今後とも、障がい者の方の雇用の促進が図られるように企業と連携をしながら進めて参りたいと思いますので、よろしくをお願いいたします。

(委員) 企業で例えば上司の方がいらっしゃると思うんです。課長や部長や更にその上の方、同僚の方がうまく人間関係を築けるように周知してほしい。そうでないと、なかなかいじめられるという現状がなくなる。特に、意思疎通がうまくできない聴覚障がい者の場合はそういうことを気をつけていただきたい。

(会長) ご意見ありがとうございます。事務局におかれましては、こうした意見を反映できる形でさまざまな事業を推進していただけたらと思います。よろしく願いいたします。

(委員) 重点項目①の第2節において「心のバリアフリー☆アンバサダー」について記載しているんですけど、アンバサダーをたくさん受講しているように見えるんですけど、受講した方の効果はどこを見て評価をするのか、例えば、街中でいろいろな人が優しくなったとか、生活しやすくなったということが評価に繋がっているのか、なにかこのアンバサダーの方が他に活躍することがあって、ボランティアで入っていただけたり、そういうふうになるのか、このアンバサダーの方がどのようになっているのかが見えづらいので、具体的になにかあれば教えていただきたいです。

それともう一つは、重点項目②の第6節の医療機関の講習のことですが、こちら歯科に限らず、こういった講習会を受けている医療機関が周知されていないので、受診したい障がい児者はドクターショッピングのように行ってみて断られて、そして、また次を探す。それとか知人に、「あなた歯科はどこに行ってるの」とか聞いて行ってみる。行ってみてもその子はいけたけど、自分の子はだめだと、そういうふうになってしまっていて結局どこにも行けないという子ども達がたくさんいるので、受講して受入ができるという病院があれば教えていただきたいし、そういうふうな講習を受けて、受入が可能であれば、医院の玄関だとかわかりやすいところにポスターなどの目印を付けてみたりなど、周知もお願いしたい。それと歯科っていうのは障がいの者の歯科学会があって、徳島県にも何件か障害者歯科学会に入っている歯医者があるので、そこに行ったら断られないんですけど、あと耳鼻科、眼科などの障がい児者がたまにしか行かないような病院に関しては、どこがいいのか、行ってみてだめだったとかが、かなりの高確率であるので、そういった他の学科に関してもこういう研修があればなと思います。

(事務局) 障がい福祉課です。一点目の「心のバリアフリー☆アンバサダー」の事業についてですが、現在で1,900名の方が受講しておりまして、県職員が多く、新規採用職員研修で研修を実施しております。その際に、職務において心のバリアフリーを実践できるよう事業を実施しております。

(事務局) 障がい福祉課です。一点、補足させていただきます。先ほど御説明させていただきましたとおり、現状は私ども県職員の在職中又は新規採用職員の研修等で「心のバリアフリー☆アンバサダー」を養成を進めさせていただいております。それから、一部企業でも実施しておりまして、心のバリアフリーを広げる取組を説明させていただいております。このアンバサダーにつきましても、障がいの特性を理解していただいて、適切な対応を行っていただく

と、それを職場又は日常生活において、学んでいただいた対応方法等について取組を広めていただくということでございまして、なかなか数値としての御説明はできないんですけど、各企業の取組のなか又は県職員の対応のなかで実践させていただきたいと考えております。それぞれの日常生活のなかでの、例えば、街中で障がいのある方に対しての対応を求められたときには、そういうふうな知識を踏まえまして、適切な対応をしていただくということで考えております。

(事務局) 障がい福祉課です。御意見のありました、診療医療機関において障がいのある方を受け入れていただける医療機関がどこにあるのかということと、窓口などでポスターなどを掲示することで、わかるようにしてほしいという御意見をいただきました。歯科だけでなく医療機関ということで、関係課にいただいた御意見を伝えさせていただき、障がい福祉課も協力して考えていきたいと思っております。

(委員) ありがとうございます。あと、アンバサダーに関してですが、県職員とか新規採用職員ということですが、住民に一番近いのは市町村なので、もっと市町村職員が受講できるよう働きかけができればと思います。市町村職員の福祉課だと当事者やその御家族と接するので、機会があれば受講できるよう進めていただきたいと思います。

(会長) ただいまの御意見については、先ほど他の委員からも御指摘のありました、さまざまな場での、障がいのあるなしに関わらず働くですとか、心に限らず実質的なバリアフリーですとか、そういうところにも直結するのかなと思いつつながら、委員の皆様の御指摘を伺っておりました。ぜひ、事務局で次年度の計画に反映できますようよろしくお願いいたします。

(事務局) 障がい福祉課です。会長にもおまとめいただき、それから各委員からも聴覚障がいや、あらゆる障がいについての周知をお願いしたいとの御意見ですが、私どもが心のバリアフリーを広めていくなかで、県民の方に広く障がいのことを知っていただいて、適切な対応も学んでいただいて、日常生活や職務のなかで活かしていただくため、この事業を進めております。先ほど委員から市町村職員へという具体的な御意見をいただきました。市町村職員につきましても一部これまでも取り組んではおりますが、確かに現場で福祉の第一線を担っている市町村職員に受講していただくことは非常に重要なことと考えております。積極的にこちらからも働きかけさせていただきまして、職場研修などで活用いただけるよう周知を図って参りたいと考えております。

(委員) 昨年の6月に国連の勧告で障がい者の地域移行が日本では進んでいないと指摘を受けております。地域移行については、もちろん住宅もそうです

し、支援する人の人材の確保が大きな課題とっております。それで、重点項目②に出てくる県営住宅優先入居が記載されておりますが、例えばグループホーム等で活用するということですが、実際に公営住宅でどれぐらい活用されているのかということと、当然周知についてもですが、引き続き、地域移行を進めていくことに取り組んでいただきたい。

(事務局) 障がい福祉課です。県営住宅についてですが、募集については一般の方を含めて、障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯を含めて募集をかけております。障がいをお持ちの方だけではないですが、安い賃料で生活ができるよう、別の枠を設けまして、募集をしているところです。確かに、申し込みをいただく皆様は、施設に入所している方もいらっしゃいます。自立に向けて、まずは県営住宅に申し込みをして、地域での生活を始めるという思いで申し込みをいただいている方もいる状況です。

(委員) 先ほど、障害者権利条約の話がありましたが、今回の権利条約における勧告のなかでは、二つの大きなテーマがあったと考えております。一つは長期におけるインクルーシブ、もう一つは脱施設ということでどちらも非常に大きくて重たい話ではないかと考えております。ただ一方で、国で準備を進めております、障害者基本計画の数値目標などを見ていると、そんなにハードルが上がったような印象はないです。こういった状況で、急に舵をとられても学校には建て替えの問題ですとか課題があるのかなど、施設においてもあと十年、十五年たてば、建て替えの話が出てくるところも多いのかなど認識しております。今後の方向性について、国等からなにか情報があれば教えていただきたい。

(事務局) 障がい福祉課です。国から情報があつた際には、各団体の方にもお伝えしたいと思っております。3月20日に事業所の方にお集まりいただき、国が示している新たな改正についても御説明する予定ですので、地域移行における新たに加わった点についても順次周知していきたいと思っております。また御意見いただきますようよろしくお願いいたします。

(会長) では、これにてこの議事を終了させていただきます。  
次に、議事(3)の「その他」ですが、事務局から御報告があるようですので、よろしくお願いいたします。

### 【議事3 その他】

(事務局報告：「徳島県障がい者施策基本計画の改定」について)

(事務局報告：「とくしま障がい者雇用促進行動計画(第6期)(素案)に係るパブリックコメントの実施」について)

(会長) 以上で、本日の議事はすべて終了しました。  
今回の協議会に関する議事録の公開内容については、私に一任いただいてよろしいでしょうか。

(各委員) (「異議なし」)

(会長) ありがとうございます。事務局の皆様については、十分に御尽力いただいておりますが、委員の皆様から切実な御意見、御提案などありましたので、ぜひ反映できる形で活かしていただけたらと思います。  
それでは進行を事務局へお返しいたします。

(事務局) 会長、ありがとうございました。  
これをもちまして、本日の会議を終了させていただきます。委員の皆様方には、お忙しいなか、熱心にご議論いただきありがとうございました。  
以上をもちまして、「令和4年度徳島県障がい者施策推進協議会」を終了させていただきます。  
本日は誠にありがとうございました。